

用語の解説

1 事業所（商業事業所）

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

- ・ 経済活動が単一の経営主体の下において、一定の場所すなわち一区画を占めておこなわれていること
- ・ 財（物）及びサービスの生産、販売又は提供が、人及び設備を有して、継続的に行われていること
- ・ 「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

2 卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- 1) 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの
- 2) 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの
- 3) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売するもの
- 4) 製造業の会社が、別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的業務を行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- 5) 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とする。）
- 6) 他の事業所のための商品売買の代理行為又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの

卸売業には、一般に次のように呼ばれている事業所が含まれる。

卸売商、問屋、商社、貿易商、製造業者の販売事業所、買継商、仲買人、代理商、農産物集荷業

3 小売業

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- 1) 個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費のために商品を販売するもの
- 2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売するもの
- 3) 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
同種商品の修理料が商品販売額より多い場合でも修理業とせず小売業とする。ただし、修理

のみを専業としている事業所は修理業（大分類Q - サービス業（他に分類されないもの））となる。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

- 4) 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で家庭用消費者に販売する事業所）
（例：菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局等）
- 5) ガソリンスタンド
- 6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売事業所）
で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- 7) 別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に関わるものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。）

4 事業所の開設時期

その事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。支店、営業所、出張所などの場合は、本店（本社）の開設時期ではなく、その支店などが開設された時期となる。

5 従業者及び就業者

従業者とは、平成 19 年 6 月 1 日（又はこれに最も近い給与締切日）現在で、この事業所の業務に従事している個人業主、無給の家族従業者、会社及び団体の有給役員、常用雇用者をいう。就業者とは、従業者に臨時雇用者及び別経営の事業所から派遣されている人を併せ、従業者及び臨時雇用者のうち別経営の事業所に派遣している人を除いたものをいう。

(1) 個人業主

個人業主とは、個人経営の事業所（法人格のない組合を含む。）の主人であって、その事業所の実際の業務に従事している者をいう。したがって、事業主であっても名義だけで実際にはその店に従事していない者は含めない。

(2) 無給の家族従業者

無給の家族従業者とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

(3) 有給役員

経営組織が個人経営以外の場合の有給役員をいう。

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給付を受けている人をいう。

(4) 常用雇用者

常用雇用者とは、一定の期間を定めずに若しくは 1 か月を超える期間を定めて雇用している者をいう。また、平成 19 年の 4 月、5 月のそれぞれの月において、18 日以上雇用した者も含める。

なお、他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者を含める。

(5) 一般に正社員・正職員などと呼ばれている人

常用雇用者のうち、一般的に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

(6) パート・アルバイトなど

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。

(7) 臨時雇用者

臨時雇用者とは、常用雇用者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(8) 別経営の事業所から派遣されている人

他の会社など別経営の事業所から派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人をいう。

(9) 別経営の事業所に派遣している人

従業者及び臨時雇用者のうち、他の会社など別経営の事業所へ派遣している人又は下請として他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

派遣又は下請として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元の事業所に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請仕事を行っている人をいう。

6 年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

7 その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

8 商品手持額

平成 19 年 3 月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額(仕入れ時の原価による)。

9 売場面積(小売業のみ)

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場(植木、石材等)、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗(テナント)分等は除く)をいう。